

4. 対象事業実施区域の検討経緯

(1) 基本的な考え方

事業を計画するにあたり、風力発電の導入に関して、北海道松前郡福島町へ相談したところ、福島町より風力発電機の設置可能性のあるエリアとして図 2.2-10 に示す範囲の提案を受けた。当該範囲について事業性配慮及び環境配慮を考慮した上で事業計画の検討が可能かを確認するため、当社では「風力発電機の設置検討範囲」として位置づけ、図 2.2-9 に記載した検討フローを踏まえて各種確認を行い、対象事業実施区域の検討を行った。

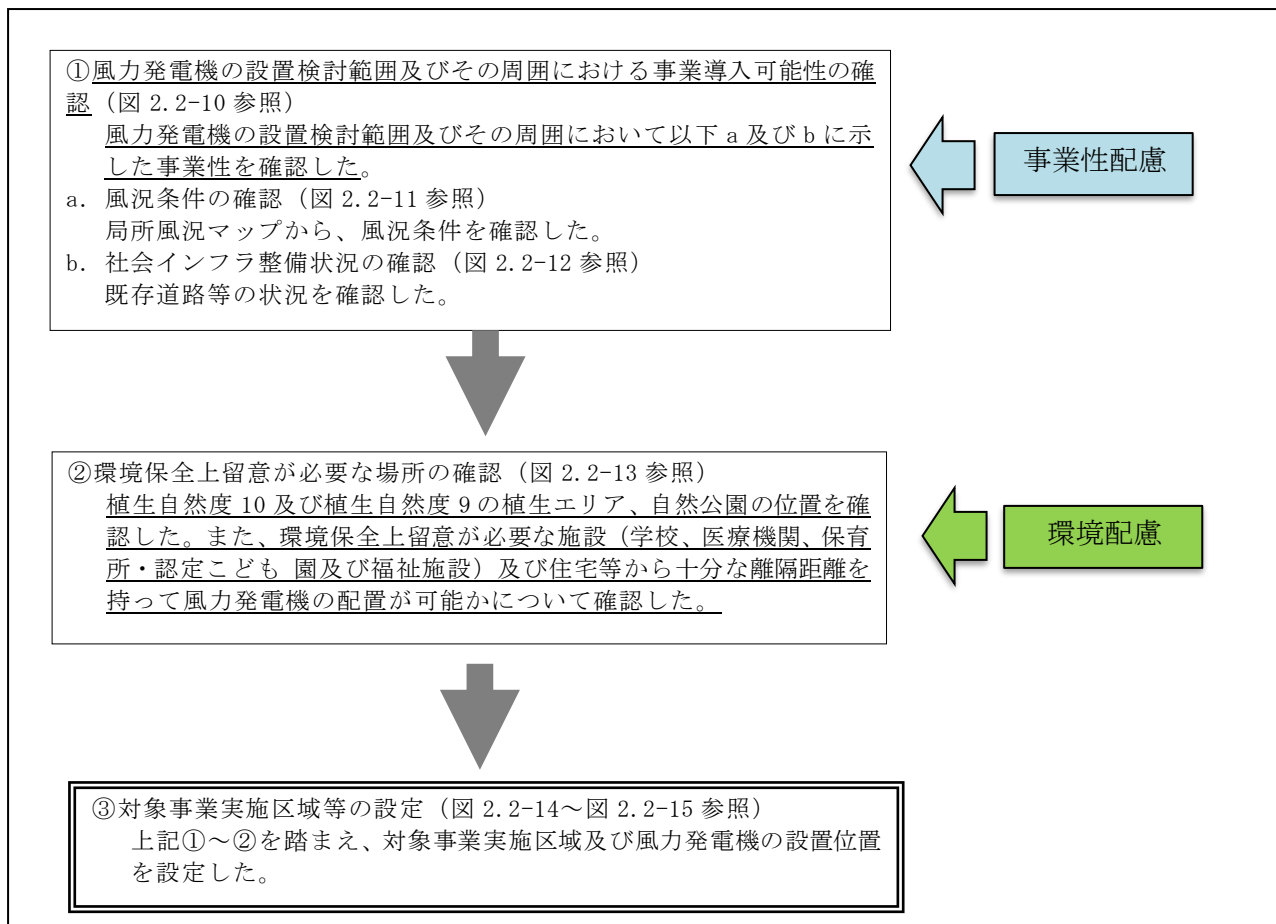


図 2.2-9 対象事業実施区域の検討フロー

(2) 対象事業実施区域の設定根拠

① 風力発電機の設置検討範囲及びその周囲における事業導入可能性の確認

風力発電機の設置検討範囲及びその周囲において以下 a 及び b に示した事業性を確認した結果、風力発電機の設置検討範囲において風力発電事業の導入が可能と判断した。

a. 風況条件の確認

風況の状況（地上高 70m）は図 2.2-11 のとおりである。「局所風況マップ」（NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）によると、地上高 70m で年平均 7 m/s 以上の好風況が見込まれる。

b. 社会インフラ整備状況の確認

社会インフラ整備状況は図 2.2-12 のとおりである。風力発電機の設置検討範囲及びその周囲において、一般国道 228 号、一般道道 636 号、一般道道 532 号及び既存道路（林道含む）があり、工事用資材及び風力発電機の輸送路としてこれらの道路を利用することにより、道路の新設による改変面積を低減することが可能である。さらに、既存の送電網もあることから発電した電力の連系も可能である。

② 環境保全上留意が必要な場所の確認

風力発電機の設置検討範囲及びその周囲における環境保全上留意が必要な場所は図 2.2-13 のとおりである。

- ・ 植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生エリアの分布状況を確認した。風力発電機の設置検討範囲周囲の西側には植生自然度 10 及び 9 が比較的大きな範囲でまとまって分布しているが、風力発電機の設置検討範囲には植生自然度 10 及び 9 の大きな範囲は分布していない。
- ・ 風力発電機の設置検討範囲及びその周囲に自然公園は該当しない。*
- ・ 環境保全上特に配慮が必要な施設（学校、医療機関、保育所・認定こども園及び福祉施設）及び住宅等の分布状況を確認した結果、風力発電機の設置検討範囲において、環境保全上特に配慮が必要な施設及び住宅等から離隔をとったうえで、風力発電機の配置が可能であることを確認した。

③ 対象事業実施区域等の設定

「①風力発電機の設置検討範囲及びその周囲における事業導入可能性の確認」及び「②環境保全上留意が必要な場所の確認」を踏まえ、以下の観点より対象事業実施区域及び風力発電機の設置位置を設定した。

- ・ 風力発電機の設置検討範囲及びその周囲に分布する既存道路（林道含む）を包括し、工事用資材の運搬ルートや輸送ルートとして活用が可能と考えられる一般国道 228 号、一般道道 532 号に隣接するように対象事業実施区域を設定した。（図 2.2-14）
- ・ 風力発電機の設置検討範囲周囲の西側に比較的大きな範囲でまとまって分布している植生自然度 10 及び植生自然度 9 を避けるように対象事業実施区域を設定した。なお、対象事業実施区域の一部に植生自然度 10 及び植生自然度 9 が分布しているため、今後の現地調査において、詳細な分布状況を把握し、改変を極力回避又は低減するものとする。（図 2.2-15）
- ・ 風力発電機の設置検討範囲において 7m/s 以上の好風況が見込まれるが、環境保全上留意が必要な施設及び住宅等から可能な限り離隔をとるため、風力発電機は内陸側を中心に設置した（図 2.2-15 参照）。

なお、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、関係機関と事業の実施について協議を行う予定である。

* 自然公園の区域は、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号）より、確認を行った。

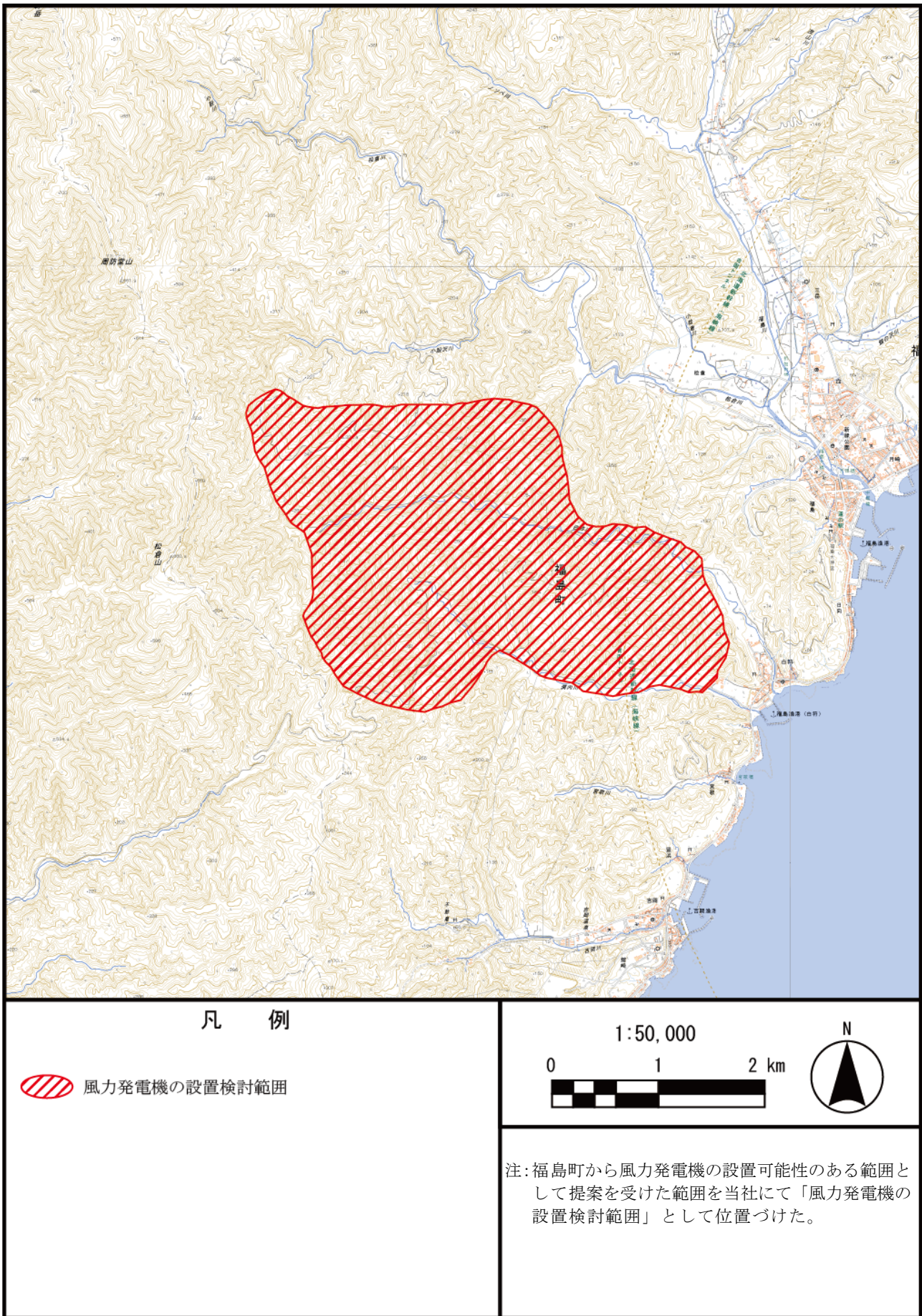


図 2.2-10 風力発電機の設置検討範囲

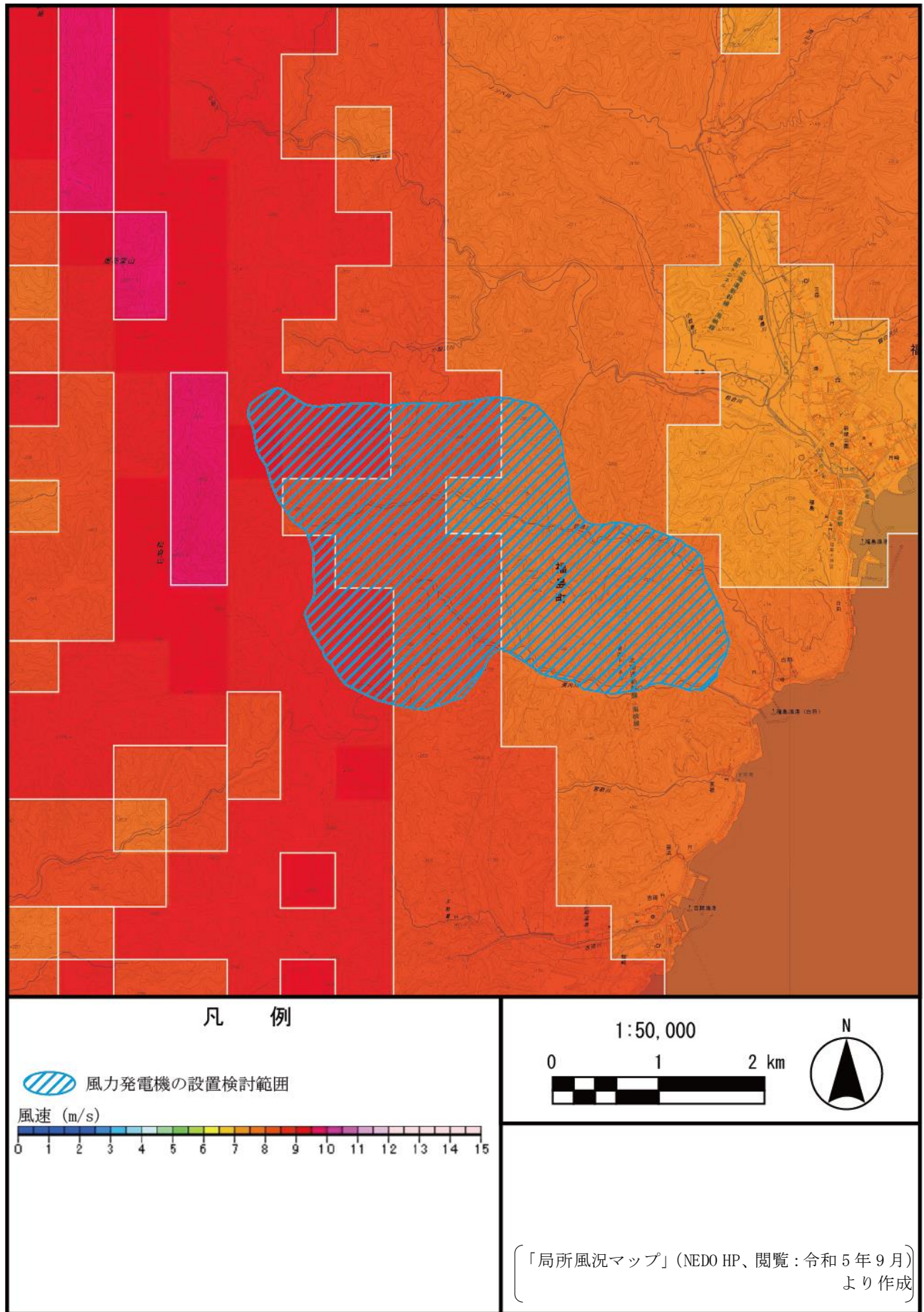


図 2.2-11 検討対象エリアの風況の状況 (地上高 70m)